

近隣住民等説明会に係る運用基準

「鴻巣市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」
第5条第1項に基づく近隣住民等に対する説明会(以下「説明会」という。)の運用基準等は以下のとおりとする。

1 適用時期

令和5年10月1日から適用する

2 対象施設

令和5年10月1日以後、ガイドラインに基づく届出をする発電施設

3 運用基準

説明会の運用基準は以下のとおりとする。

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 対象範囲 | 発電施設の設置が計画されている区域の敷地境界線から水平距離で概ね 30m以内の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに自治会の代表者については、必ず説明を行うこと。 (詳細な対象範囲については市及び自治会の代表者と協議の上、決定することとする。) |
| 開催要件 | 原則、事業者が開催すること。 |
| 開催場所 | 発電施設の設置が計画されている区域の近隣住民等が参集しやすい場所を確保すること。 |
| 開催頻度 | 必ず1回以上は開催すること。ただし、近隣住民等から要望があった際には、それ以上開催すること。 |
| 開催日時 | 市及び自治会の代表者と協議する等、近隣住民等が参集しやすい日時とすること |
| 周知方法 | 開催日より余裕をもって個別に周知すること。 (概ね2週間前までに周知すること) |
| 費用 | 説明会開催に伴う費用は全て事業者の負担とする。 |

4 説明事項について

以下の内容については、必ず説明会及び資料の配布を行うこと。(必要に応じてこれ以上の内容についても説明すること)

①事業内容について

(施設概要)

- ・発電事業者に関する情報 (例：住所、氏名、法人の場合には団体名、連絡先等)
- ・施工業者に関する情報 (例：住所、担当者名、連絡先等)
- ・施設の規模に関する情報 (例：発電量、施設の面積、パネルの枚数等)

(工事計画)

- ・工事の工程表 (例：工事の開始から終了の期間、工事内容等)
- ・工事に関する図面 (例：平面図や立面図、周囲との位置関係が分かるもの)

(維持管理計画)

- ・敷地内の除草に関する情報 (例：除草方法、頻度、防草シートの有無等)
- ・災害発生時に関する情報 (例：緊急の連絡先等)

(事業終了後の方針)

- ・事業の終了予定時期 (例：事業の終了時期、継続の有無等)
- ・廃止後の土地利用計画 (例：土地を更地に戻すのか、別の用途にするかなど)

②設置に伴う地域への影響とその対応について

- ・雨水等による土砂や汚泥の流出、災害（風水害・地震等）の防止対策について
- ・周辺環境や景観との調和への配慮について
- ・騒音、振動、反射光の影響と対応策について（敷地境界からの後退や遮蔽物等の措置）

5 その他

・近隣住民等が説明会に出席できなかった場合には、説明会で用いた資料及び説明会の結果を知らせた上、個別に意見・要望等の確認及び回答を行うこと。

・近隣住民等の中に反対者がいる場合又は理解が得られない場合には、丁寧に説明を行い、書面を交付するなど誠意をもって対応し、理解が得られるように努め、要望があれば再度説明会を開催すること。

その際には、説明会の内容について、当初の説明会とは別に作成をすること。